

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：村山市

- 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
 (地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

- 山形県地域公共交通計画<施策・事業3-2-1>地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
 ・地域公共交通会議おける、市内交通ネットワークの課題に関する協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善(村山市)
- 山形県地域公共交通計画<施策・事業1-1-1><1-2-1>によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。
 (村山市・事業者)
 ・GTFS-JPの作成・提供する。(村山市)
- 山形県地域公共交通計画の<施策・事業3-1-1>に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。(村山市)
 ・地域公共交通計画の<施策・事業2-1-1>によって導入される交通系ICカードについて、市民や来訪者への普及啓発(事業者、村山市)
 ・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討(村山市、事業者)
- その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。(村山市、事業者)

2. 運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

3. 運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

○山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標2の村山市相当分の達成

- ・県全体目標値（目標年度R7）
RESASの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外60,000人、県内70,000人
- ・村山市目標値（目標年度R7）
県外1,500人、県内2,500人

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標3の村山市相当分の達成

- ・県全体目標値（目標年度R6年度末）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50回／人
- ・村山市の目標値（目標年度R7）
1.32回／人（直近年度の実績29,883人）

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標4の村山市相当分の達成

- ・県全体目標値（目標年度R7）
市町村の移動サービスに対する負担額
地域鉄道：7,203万6千円（直近年度の実績5,602万8千円）
路線バス：4億6,000万円（直近年度の実績4億7,553万4千円）
コミュニティバス：4億4,000万円（直近年度の実績5億3,331万4千円）
デマンド交通：1億5,000万円（直近年度の実績2億4,033万9千円）
タクシー：1億円（直近年度の実績3,000千円）
- ・村山市目標値（目標年度R7）
（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況値を記載）
路線バス：40,000千円（直近年度の実績42,224千円）
デマンド交通：7,000千円（直近年度の実績7,178千円）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

- ・河北病院（稲下）公立病院
年間利用者数：6,000人以上（直近年度の実績5,581人）
- ・天童（東根市役所）北町
年間利用者数：5,000人以上（直近年度の実績4,637人）
- ・公立病院（大石田）尾花沢
年間利用者数：8,000人以上（直近年度の実績7,644人）
上記3路線の収支率：30.0%以上（直近年度の実績28.1%）
上記3路線への市負担額：14,000千円（直近年度の実績14,833千円）
- ・山の内～北村山公立病院線
年間利用者数：4,800人以上（直近年度の実績4,720人）
- ・富並～河北病院線
年間利用者数：1,300人以上（直近年度の実績1,223人）
- ・楯岡北町～市役所線
年間利用者数：5,000人以上（直近年度の実績4,915人）
- ・深沢・宮下～村山駅（西口）線
年間利用者数：1,500人以上（直近年度の実績1,498人）
上記4路線の収支率：1.0%以上（直近年度の実績0.5%）
上記4路線への村山市負担額：24,000千円（直近年度の実績25,124千円）

- ・ 富本・戸沢地域～楯岡方面
年間利用者数：1,000人以上（直近年度の実績930人）
収支率：9.0%以上（直近年度の実績8.6%）
市負担額：2,000千円（直近年度の実績2,705千円）
- ・ 富本・戸沢地域～河北方面
年間利用者数：800人以上（直近年度の実績705人）
収支率：8.0%以上（直近年度の実績7.6%）
市負担額：2,000千円（直近年度の実績2,147千円）
- ・ 大倉地域・五十沢地区～楯岡方面
年間利用者数：1,400人以上（直近年度の実績1,372人）
収支率：10.0%以上（直近年度の実績9.5%）
市負担額：2,000千円（直近年度の実績2,582千円）

○事業の効果

- ・ 上記路線を維持することにより、村山市の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・ 上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のRESASの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、村山市公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る河北病院（稲下）公立病院、天童（東根市役所）北町、公立病院（大石田）尾花沢の3路線の運行に係る費用総額のうち村山市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。また、村山市が運営する山の内～北村山公立病院線、富並～河北病院線、楯岡北町～市役所線、深沢・宮下～村山駅（西口）線、区域運行の富本・戸沢地域～楯岡方面、富本・戸沢地域～河北方面、大倉地域・五十沢地区～楯岡方面に係る委託料については、国庫補助金を委託料（36,914千円）から差し引いた差額分を負担することとしている。

上記村山市の補助金及び委託料も含めた「別紙（山形縣市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する村山市の負担については、山形縣市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係)

5. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論
○ 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会） <令和3年度> ・ 令和3年6月28日（第1回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論 ・ 令和3年8月25日（第2回）：地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申請の提出等についての議論 ・ 令和4年1月31日（第3回）：令和3年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論 ・ 令和4年3月24日（第4回）：令和4年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の手続き等について <令和4年度> ・ 令和4年6月27日（第1回）：地域公共交通計画の修正等についての議論
○ 山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会） <令和3年度> ・ 令和3年11月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更

- ・ 令和4年1月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更
- ・ 令和4年2月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更
- ・ 令和4年3月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更

○ 村山市地域公共交通会議

<令和3年度>

- ・ 令和3年11月24日：市営バス、乗合タクシーの変更について

○ 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会

- ・ 令和3年4月20日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により村山市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

村山市において、市営バスの今後の運行に役立てるため、沿線住民（65歳以上の方と高校生）に対して利用実態や要望に関するアンケート調査を令和2年2月に実施した。

11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付

12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要

【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

(2) 交通手段の検討状況

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 村山市中央一丁目3番6号

(所属) 村山市市民環境課

(氏名) 柴崎 造

(電話) 0237-55-2111 内線116

(e-mail) shimin@city.murayama.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
村山市	(株)楯岡交通	(1) 山の内～北村山公立病院	大鳥居	長島	北村山公立病院	往 31.8km 復 31.8km	244日	244回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	(株)楯岡交通	(2) 山の内～北村山公立病院	大鳥居	中山大野地・小滝・中島	北村山公立病院	往 25.9km 復 26.5km	244日	244回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	(株)楯岡交通	(3) 山の内～北村山公立病院	大鳥居	名取	北村山公立病院	往 22.1km	244日	122回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	(株)楯岡交通	(4) 山の内～北村山公立病院	富並	名取	村山駅前(東口)	往 14.6km	244日	122回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	(株)楯岡交通	(5) 山の内～北村山公立病院	北村山公立病院	中山大野地・小滝・中山大野地	大鳥居	復 36.2km	244日	122回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
村山市	(株)楯岡交通	(6) 富並～河北病院線	大高根保育園	白鳥	河地郷どんがホール	往 19.6km 復 19.6km	244日	366回			路線定期運行	①・②(1)	谷地高前停留所で補助 対象地域間幹線系統寒 河江～谷地と接続	③
	(株)楯岡交通	(7) 富並～河北病院線	深沢	稲下	河地郷どんがホール	往 17.2km	244日	122回			路線定期運行	①・②(1)	谷地高前停留所で補助 対象地域間幹線系統寒 河江～谷地と接続	③
	(株)楯岡交通	(8) 楯岡北町～市役所線	ひばり保育園前	市民会館前	村山市役所	往 10.6km 復 10.6km	244日	488回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	(株)楯岡交通	(9) 深沢・宮下～村山駅(西口)線	深沢	船橋	村山駅(西口)	往 15.4km 復 15.4km	4～10月 144日	144回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	(株)楯岡交通	(10) 深沢・宮下～村山駅(西口)線	深沢	基点	村山駅(西口)	往 18.9km 復 18.9km	4～10月 144日	144回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
村山市	(株)楯岡交通	(11) 深沢・宮下～村山駅(西口)線	深沢	船橋	村山駅(西口)	往 15.1km 復 15.1km	11～3月 100日	100回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	(株)楯岡交通	(12) 深沢・宮下～村山駅(西口)線	深沢	基点	村山駅(西口)	往 18.6km 復 18.6km	11～3月 100日	100回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	(株)楯岡交通	(13) 富本・戸沢～楯岡方面		富本・戸沢		往 km 復 km	359日	1077回			区域運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	(株)楯岡交通	(14) 富本・戸沢～河北方面		富本・戸沢		往 km 復 km	359日	1077回			区域運行	①・②(1)	谷地高前停留所で補助 対象地域間幹線系統寒 河江～谷地と接続	③
	丸伸建設(株)	(15) 大倉地域・五十沢地区～楯岡方面		大倉・五十沢		往 km 復 km	359日	1436回			区域運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
村山市	(株)楯岡交通	(1) 山の内～北村山公立病院	大鳥居	長島	北村山公立病院	往 31.8km 復 31.8km	243日	243回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	(株)楯岡交通	(2) 山の内～北村山公立病院	大鳥居	中山大野地・小滝・中島	北村山公立病院	往 25.9km 復 26.5km	243日	243回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	(株)楯岡交通	(3) 山の内～北村山公立病院	大鳥居	名取	北村山公立病院	往 22.1km	243日	121.5回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	(株)楯岡交通	(4) 山の内～北村山公立病院	富並	名取	村山駅前(東口)	往 14.6km	243日	121.5回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	(株)楯岡交通	(5) 山の内～北村山公立病院	北村山公立病院	中山大野地・小滝・中山大野地	大鳥居	復 36.2km	243日	121.5回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
村山市	(株)楯岡交通	(6) 富並～河北病院線	大高根保育園	白鳥	河地郷どんがホール	往 19.6km 復 19.6km	243日	364.5回			路線定期運行	①・②(1)	谷地高前停留所で補助 対象地域間幹線系統寒 河江～谷地と接続	③
	(株)楯岡交通	(7) 富並～河北病院線	深沢	稲下	河地郷どんがホール	往 17.2km	243日	121.5回			路線定期運行	①・②(1)	谷地高前停留所で補助 対象地域間幹線系統寒 河江～谷地と接続	③
	(株)楯岡交通	(8) 楯岡北町～市役所線	ひばり保育園前	市民会館前	村山市役所	往 10.6km 復 10.6km	243日	486回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	(株)楯岡交通	(9) 深沢・宮下～村山駅(西口)線	深沢	船橋	村山駅(西口)	往 15.4km 復 15.4km	4～10月 145日	145回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	(株)楯岡交通	(10) 深沢・宮下～村山駅(西口)線	深沢	基点	村山駅(西口)	往 18.9km 復 18.9km	4～10月 145日	145回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
村山市	(株)楯岡交通	(11) 深沢・宮下～村山駅(西口)線	深沢	船橋	村山駅(西口)	往 15.1km 復 15.1km	11～3月 98日	98回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	(株)楯岡交通	(12) 深沢・宮下～村山駅(西口)線	深沢	基点	村山駅(西口)	往 18.6km 復 18.6km	11～3月 98日	98回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	(株)楯岡交通	(13) 富本・戸沢～楯岡方面		富本・戸沢		往 km 復 km	360日	1080回			区域運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	(株)楯岡交通	(14) 富本・戸沢～河北方面		富本・戸沢		往 km 復 km	360日	1080回			区域運行	①・②(1)	谷地高前停留所で補助 対象地域間幹線系統寒 河江～谷地と接続	③
	丸伸建設(株)	(15) 大倉地域・五十沢地区～楯岡方面		大倉・五十沢		往 km 復 km	360日	1440回			区域運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
村山市	(株)楯岡交通	(1) 山の内～北村山公立病院	大鳥居	長島	北村山公立病院	往 31.8km 復 31.8km	243日	243回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	(株)楯岡交通	(2) 山の内～北村山公立病院	大鳥居	中山大野地・小滝・中島	北村山公立病院	往 25.9km 復 26.5km	243日	243回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	(株)楯岡交通	(3) 山の内～北村山公立病院	大鳥居	名取	北村山公立病院	往 22.1km	243日	121.5回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	(株)楯岡交通	(4) 山の内～北村山公立病院	富並	名取	村山駅前(東口)	往 14.6km	243日	121.5回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	(株)楯岡交通	(5) 山の内～北村山公立病院	北村山公立病院	中山大野地・小滝・中山大野地	大鳥居	復 36.2km	243日	121.5回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
村山市	(株)楯岡交通	(6) 富並～河北病院線	大高根保育園	白鳥	河地郷どんがホール	往 19.6km 復 19.6km	243日	364.5回			路線定期運行	①・②(1)	谷地高前停留所で補助 対象地域間幹線系統寒 河江～谷地と接続	③
	(株)楯岡交通	(7) 富並～河北病院線	深沢	稲下	河地郷どんがホール	往 17.2km	243日	121.5回			路線定期運行	①・②(1)	谷地高前停留所で補助 対象地域間幹線系統寒 河江～谷地と接続	③
	(株)楯岡交通	(8) 楯岡北町～市役所線	ひばり保育園前	市民会館前	村山市役所	往 10.6km 復 10.6km	243日	486回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	(株)楯岡交通	(9) 深沢・宮下～村山駅(西口)線	深沢	船橋	村山駅(西口)	往 15.4km 復 15.4km	4～10月 146日	146回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	(株)楯岡交通	(10) 深沢・宮下～村山駅(西口)線	深沢	基点	村山駅(西口)	往 18.9km 復 18.9km	4～10月 146日	146回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

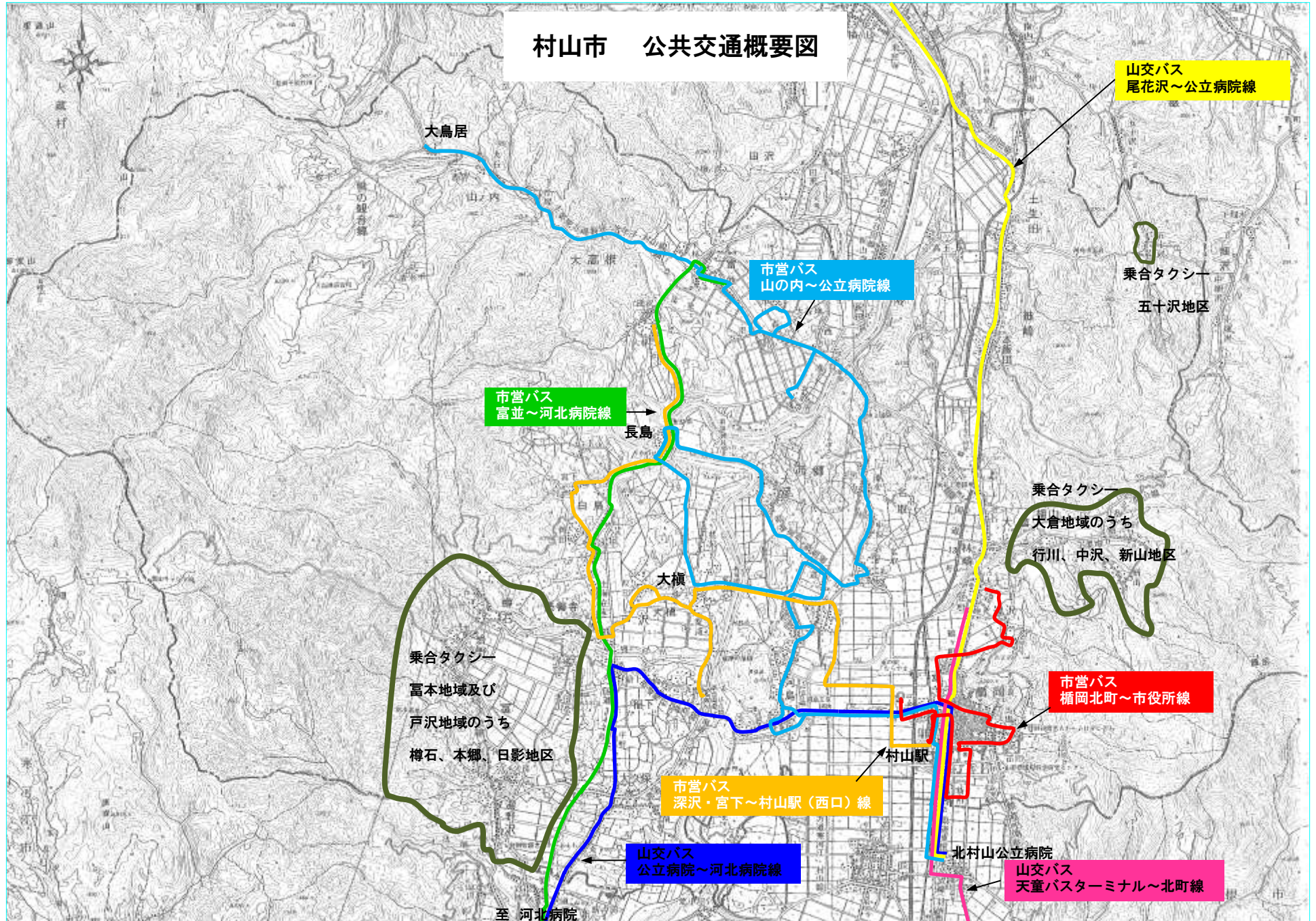
R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
村山市	(株)楯岡交通	(11) 深沢・宮下～村山駅(西口)線	深沢	船橋	村山駅(西口)	往 15.1km 復 15.1km	11～3月 97日	97回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	(株)楯岡交通	(12) 深沢・宮下～村山駅(西口)線	深沢	基点	村山駅(西口)	往 18.6km 復 18.6km	11～3月 97日	97回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	(株)楯岡交通	(13) 富本・戸沢～楯岡方面		富本・戸沢		往 km 復 km	359日	1077回			区域運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	(株)楯岡交通	(14) 富本・戸沢～河北方面		富本・戸沢		往 km 復 km	359日	1077回			区域運行	①・②(1)	谷地高前停留所で補助 対象地域間幹線系統寒 河江～谷地と接続	③
	丸伸建設(株)	(15) 大倉地域・五十沢地区～楯岡方面		大倉・五十沢		往 km 復 km	359日	1436回			区域運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

村山市 公共交通概要図



村山市市営バス時刻表（令和4年4月1日改正）

山の内～北村山公立病院線

停留所	1便	2便	3便	4便
大鳥居	—	7:30	9:05	14:30
大石	—	7:32	9:07	14:32
下小屋	—	7:33	9:08	14:33
平林	—	7:37	9:12	14:37
富並	6:09	7:39	9:14	14:39
富並小学校前	6:10	7:40	9:15	14:40
大高根保育園	6:10	7:40	9:15	14:40
富並東	6:11	7:41	9:16	14:41
里	6:12	7:42	9:17	14:42
中山大谷地	—	—	9:20	—
森	6:13	7:43	9:23	14:43
小滝	—	—	9:28	—
西山	6:14	7:44	9:31	14:44
隼橋	6:14	7:44	9:31	14:44
境ノ目	6:15	7:45	9:32	14:45
清水北	6:18	7:48	9:35	14:48
清水	6:18	7:48	9:35	14:48
中原	6:19	7:49	9:36	14:49
名取	6:22	7:52	9:39	14:52
大淀	—	7:59	—	—
長島	—	8:03	—	—
船橋	—	8:08	—	—
道六	6:24	8:13	9:41	14:54
西郷学校前	6:25	8:14	9:42	14:55
河島山ニュータウン	6:26	8:15	9:43	14:56
J A 西郷支店前	6:26	8:15	9:43	14:56
下組	6:27	8:16	9:44	14:57
河島郵便局前	6:27	8:16	9:44	14:57
北河島	6:28	8:17	9:45	14:58
河島	6:30	8:19	9:47	15:00
中央条	—	—	9:49	—
中央二丁目	6:32	8:21	9:51	15:02
最上徳内記念館前	6:34	8:23	9:53	15:04
十日町	6:36	8:25	9:55	15:06
飯葉プラザ	6:36	8:25	9:55	15:06
村山駅前（東口）	6:37	8:26	9:56	15:07
新町	—	8:28	9:58	15:09
新町南	—	8:29	9:59	15:10
北村山公立病院	—	8:31	10:01	15:12

富並～河北病院線

停留所	1便	2便	停留所	1便	2便
大高根保育園	—	9:00	河北町どんがホール	13:10	16:50
富並小学校前	—	9:01	河北中学校	13:11	16:51
富並	—	9:02	河北病院	13:12	16:52
深沢	7:35	9:05	谷地高校前	13:15	16:55
長島	7:38	9:08	サハトベに花	13:17	16:57
宮下口	7:39	9:09	羽根田医院前	13:23	17:03
白鳥	7:40	9:10	稲下	13:25	17:05
土海在家	7:42	9:12	戸沢小学校	13:26	17:06
戸沢小学校	7:44	9:14	土海在家	13:28	17:08
稲下	7:45	9:15	白鳥	13:30	17:10
羽根田医院前	7:47	9:17	宮下口	13:31	17:11
サハトベに花	7:53	9:23	長島	13:32	17:12
谷地高校前	7:55	9:25	深沢	13:35	17:15
河北病院	7:58	9:28	富並	13:38	17:18
河北中学校	7:59	9:29	富並小学校前	13:39	17:19
河北町どんがホール	8:00	9:30	大高根保育園	13:40	17:20

村山市市営バス時刻表（令和4年4月1日改正）

楯岡北町～市役所線

停留所	1便	2便	停留所	1便	2便
ひばり保育園前	9:50	14:50	村山市役所	11:32	16:32
グリーントウン前	9:51	14:51	村山駅前（東口）	11:35	16:35
北町団地前	9:52	14:52	飯葉プラザ	11:36	16:36
高橋架設前	9:53	14:53	麻屋北	11:37	16:37
湯沢公民館前	9:54	14:54	山銀・荘銀支店前	11:38	16:38
鏡清水住宅前	9:56	14:56	檜山カメラ店前	11:39	16:39
市民センター前	9:59	14:59	ヤマザワ村山店	11:43	16:43
媛屋北	10:00	15:00	旧楯岡高校西	11:45	16:45
法務局前	10:02	15:02	村山税務署前	11:47	16:47
井戸組合用地前	10:03	15:03	市民会館前	11:48	16:48
馬場公園前	10:04	15:04	旧松田商店前	11:49	16:49
新馬場団地前	10:05	15:05	新馬場団地前	11:50	16:50
旧松田商店前	10:06	15:06	馬場公園前	11:51	16:51
市民会館前	10:07	15:07	井戸組合用地前	11:52	16:52
村山税務署前	10:08	15:08	法務局前	11:53	16:53
旧楯岡高校西	10:10	15:10	媛屋北	11:55	16:55
ヤマザワ村山店	10:12	15:12	市民センター前	11:56	16:56
檜山カメラ店前	10:16	15:16	鏡清水住宅前	11:59	16:59
山銀・荘銀支店前	10:17	15:17	湯沢公民館前	12:01	17:01
麻屋北	10:18	15:18	高橋架設前	12:02	17:02
飯葉プラザ	10:19	15:19	北町団地前	12:03	17:03
村山駅前（東口）	10:20	15:20	グリーントウン前	12:04	17:04
村山市役所	10:23	15:23	ひばり保育園前	12:05	17:05

深沢・宮下～村山駅（西口）線

停留所	1便	2便	停留所	1便	2便
深沢	9:00	13:50	村山駅（西口）	10:40	15:40
宮下口	9:04	13:54	ヤマザワ村山駅西店	10:42	15:42
宮下公民館	9:06	13:56	市役所西	10:45	15:45
中里工業前	9:08	13:58	浮沼東	10:50	15:50
白鳥	9:10	14:00	西郷学校前	10:52	15:52
土海在家	9:12	14:02	河島山ニュータウン北	10:53	15:53
戸沢小学校	9:14	14:04	船橋	10:56	15:56
あい美容室前	9:15	14:05	クアハウス基点前	—	16:01
反田	9:17	14:07	鷺滝	—	16:03
沖・政善寺前	9:19	14:09	大榎会館東	10:58	16:04
大榎会館東	9:20	14:10	沖・政善寺前	10:59	16:05
鷺滝	—	14:11	反田	11:01	16:07
クアハウス基点前	—	14:13	あい美容室前	11:03	16:09
船橋	9:22	14:18	戸沢小学校	11:04	16:10
河島山ニュータウン北	9:25	14:21	土海在家	11:06	16:12
西郷学校前	9:26	14:22	白鳥	11:08	16:14
浮沼東	9:28	14:24	中里工業前	11:10	16:16
市役所西	9:33	14:29	宮下公民館	11:12	16:18
ヤマザワ村山駅西店	9:36	14:32	宮下口	11:14	16:20
村山駅（西口）	9:38	14:34	深沢	11:18	16:24



村山市乗合タクシーを運行しています

市では、市営バスなどが運行されていない地域で、タクシー車両を使用した乗合タクシーの運行を行っています。

■村山市乗合タクシーとは？

利用登録をした市民からの電話予約を受け、自宅等から目的地まで、バス並みの料金で利用できる乗合タクシーのこと。利用者が必要な時に予約をし、その予約に応じて運行する新しい交通手段です。

(主な特徴) ○電話で事前に予約 ○タクシー車両で送迎 ○乗り合いによる運行

■運行する地域

五十沢地区

※ 運行は、運行地域と下記の指定停留所の間となります。

■運賃料金

片道 300円

※中高生200円、障がい者・小学生100円
乳幼児は、中学生以上の同伴で無料。

■運行日時

毎日運行しています

(12月29日～1月3日は運休)

午前	午後
7時30分	1時30分
9時00分	3時00分
10時30分	4時30分
12時00分	6時00分

※ 運行時刻は、楯岡のタクシー会社を出発する時間ですので、実際の乗車時刻とは異なります(五十沢地区へは約30分後を目安に到着)。

■指定停留所(公共施設・医療機関・金融機関・スーパー等)

村山市内

村山市役所	きらやか銀行楯岡支店	鈴木内科医院	小室医院
飴葉プラザ	荘内銀行楯岡支店	高橋内科神経科医院	しんまち小室医院
村山市民会館	J Aみちのく村山本店	三浦皮膚科医院	伊藤歯科医院
袖崎地域市民センター	J Aみちのく村山楯岡支店	佐藤眼科クリニック	仁藤歯科医院
村山総合支庁北村山地域振興局	北郡信用組本店	八鍬医院	タナカ歯科医院
村山市社会福祉協議会	東北労働金庫村山支店	小野内科胃腸科クリニック	松田歯科医院
村山駅	楯岡小学校	奥山内科循環器科クリニック	菊地歯科クリニック
ヤマザワ村山店	楯岡中学校	はんだクリニック	深瀬歯科医院
ヤマザワ村山駅西店	旧楯岡高校(Link MURAYAMA)	まつき整形外科クリニック	きはら歯科クリニック
村山郵便局	村山産業高校	たておか小児クリニック	
村山北町郵便局	東沢バラ公園	甲州耳鼻咽喉科医院	
山形銀行楯岡支店	道の駅むらやま	かるべクリニック	

東根市内

北村山公立病院

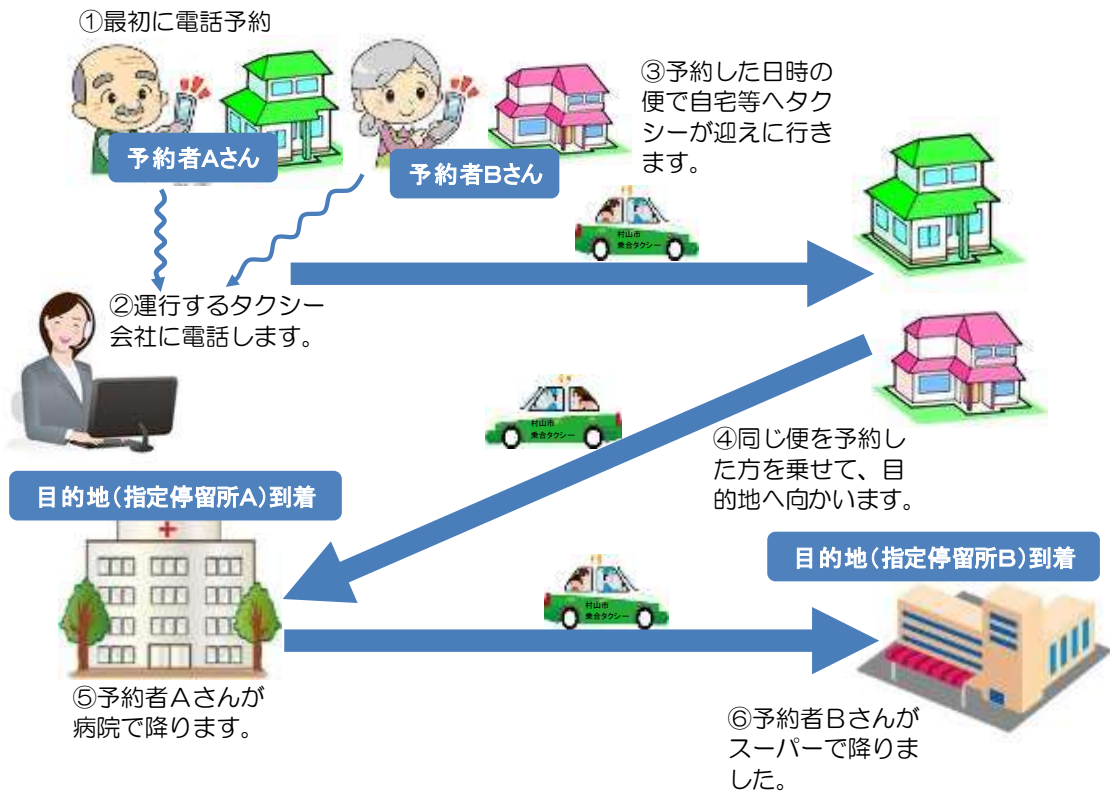
尾花沢市内

尾花沢待合所 おーばん南尾花沢店

■ご利用までの流れ

- (1) 事前に市民センター又は市役所で利用者登録を行います。
- (2) 市より「利用登録証」が交付されます。
- (3) 利用したい便の2時間前までに、電話で予約します。
- (4) 予約した便が、自宅等にお迎えにいきます。(他にも予約した方がいれば、順次迎えに行きます。)
- (5) 指定停留所に行き、乗ってきた方を順番に降ろします。(降車の際に料金を運転手にお支払いください。)
- (6) 帰りの便も、同じように予約しておく、指定停留所から乗車し、自宅等までお送りします。

■利用のイメージ



■利用上の注意

- ①途中乗車、途中下車はできません。
- ②乗降場所は、運行地域については利用者の自宅前等になります。
- ③運行地域内や運行地域間の移動及び指定停留所間の移動には利用できません。
- ④予約状況により、到着時刻等が前後しますので、時間に余裕を持ってご利用ください。
- ⑤利用する際は、必ず利用登録証をお持ちください。
- ⑥予約した便に間に合わない場合は、2時間前までに予約を変更してください。
- ⑦通常のタクシーと区別するため、村山市乗合タクシーにはステッカーが車両側面に貼付されています。



(車両ステッカー)

■予約・運行に関するお問合せ

五十沢地区 ⇒ **村山タクシー 0237-55-4321**

※ 村山市乗合タクシーの予約であることをお伝えください。

予約受付時間：午前7時～午後7時

※ 予約は1便目、2便目は前日の午後7時まで、3便目以降は当日の2時間前まで受け付けています。



村山市乗合タクシーを運行しています

市では、市営バスなどが運行されていない地域で、タクシー車両を使用した乗合タクシーの運行を行っています。

■村山市乗合タクシーとは？

利用登録をした市民からの電話予約を受け、自宅等から目的地まで、バス並みの料金で利用できる乗合タクシーのこと。利用者が必要な時に予約をし、その予約に応じて運行する新しい交通手段です。

(主な特徴) ○電話で事前に予約 ○タクシー車両で送迎 ○乗り合いによる運行

■運行する地域

大倉地域	行川地区
	新山地区
	中沢地区

※ 運行は、運行地域と下記の指定停留所の間となります。

■運賃料金

片道 300円

※中高生200円、障がい者・小学生100円
乳幼児は、中学生以上の同伴で無料。

■運行日時

毎日運行しています

(12月29日～1月3日は運休)

午前	午後
7時30分	1時30分
9時00分	3時00分
10時30分	4時30分
12時00分	6時00分

※ 運行時刻は、楯岡のタクシー会社を出発する時間ですので、実際の乗車時刻とは異なります(大倉地域へは約15分後を目安に到着)。

■指定停留所(公共施設・医療機関・金融機関・スーパー等)

村山市内

村山市役所	きらやか銀行楯岡支店	道の駅むらやま	かるベクリニック
甌葉プラザ	荘内銀行楯岡支店	クアハウス基点	小室医院
村山市民会館	J Aみちのく村山本店	鈴木内科医院	しんまち小室医院
村山総合支庁北村山地域振興局	J Aみちのく村山楯岡支店	高橋内科神経科医院	羽根田医院
村山市社会福祉協議会	J Aみちのく村山葉山支店	三浦皮膚科医院	伊藤歯科医院
村山駅	北郡信用組和本店	佐藤眼科クリニック	仁藤歯科医院
ヤマザワ村山店	北郡信用組合河西支店	八鍬医院	タナカ歯科医院
ヤマザワ村山駅西店	東北労働金庫村山支店	小野内科胃腸科クリニック	松田歯科医院
ツルハドラッグ村山西店	楯岡小学校	奥山内科循環器科クリニック	菊地歯科クリニック
村山郵便局	楯岡中学校	はんだクリニック	深瀬歯科医院
村山北町郵便局	旧楯岡高校(Link MURAYAMA)	まつき整形外科クリニック	きはら歯科クリニック
山形銀行楯岡支店	村山産業高校	たておか小児クリニック	にっとう歯科医院
山形銀行楯岡支店大久保出張所	東沢バラ公園	甲州耳鼻咽喉科医院	

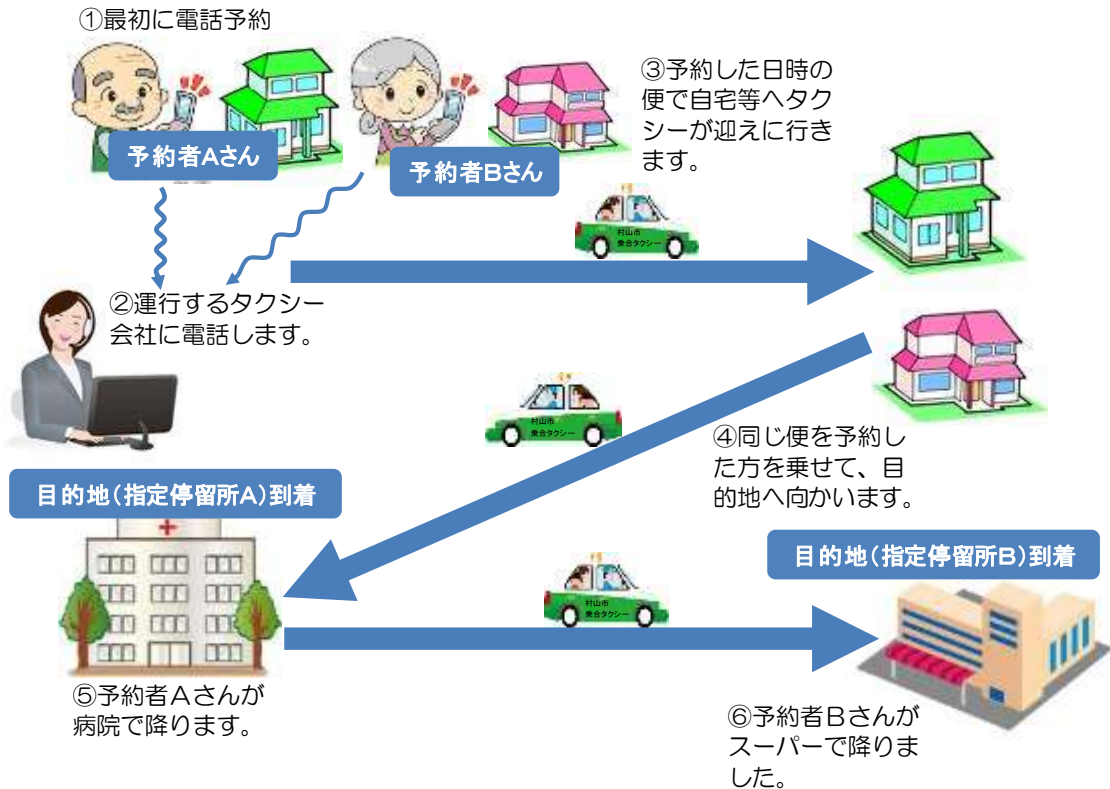
東根市内

北村山公立病院

■ご利用までの流れ

- (1) 事前に市民センター又は市役所で利用者登録を行います。
- (2) 市より「利用登録証」が交付されます。
- (3) 利用したい便の2時間前までに、電話で予約します。
- (4) 予約した便が、自宅等にお迎えにいきます。(他にも予約した方がいれば、順次迎えに行きます。)
- (5) 指定停留所に行き、乗ってきた方を順番に降ろします。(降車の際に料金を運転手にお支払いください。)
- (6) 帰りの便も、同じように予約しておく、指定停留所から乗車し、自宅等までお送りします。

■利用のイメージ



■利用上の注意

- ①途中乗車、途中下車はできません。
- ②乗降場所は、運行地域については利用者の自宅前等になります。
- ③運行地域内や運行地域間の移動及び指定停留所間の移動には利用できません。
- ④予約状況により、到着時刻等が前後しますので、時間に余裕を持ってご利用ください。
- ⑤利用する際は、必ず利用登録証をお持ちください。
- ⑥予約した便に間に合わない場合は、2時間前までに予約を変更してください。
- ⑦通常のタクシーと区別するため、村山市乗合タクシーにはステッカーが車両側面に貼付されています。



(車両ステッカー)

■予約・運行に関するお問合せ

大倉地域 ⇒ **村山タクシー 0237-55-4321**

(行川地区・新山地区・中沢地区)

※ 村山市乗合タクシーの予約であることをお伝えください。

予約受付時間：午前7時～午後7時

※ 予約は1便目、2便目は前日の午後7時まで、3便目以降は当日の2時間前まで受け付けています。

(登録・利用に関するお問い合わせ) 村山市市民環境課 生活環境係 0237-55-2111



村山市乗合タクシーを運行しています

■村山市乗合タクシーとは？

利用登録をした市民からの電話予約を受け、自宅等から目的地まで、バス並みの料金で利用できる乗合タクシーのこと。利用者が必要な時に予約をし、その予約に応じて運行する新しい交通手段です。

(主な特徴) ○電話で事前に予約 ○タクシー車両で送迎 ○乗り合いによる運行

■運行する地域

富本地域	全域
戸沢地域	樽石地区
	長善寺のうち本郷地区
	稲下のうち日影地区

※ 運行は、運行地域と下記の指定停留所の間となります。

■運賃料金

片道 300円

※中高生200円、障がい者・小学生100円
乳幼児は、中学生以上の同伴で無料。

■運行日時

毎日運行しています

(12月29日～1月3日は運休)

午前	午後
7時30分	1時30分
9時00分	3時00分
10時30分	4時30分
12時00分	6時00分

※ 運行時刻は、楯岡のタクシー会社を出発する時間ですので、実際の乗車時刻とは異なります(富本地域・戸沢地域へは約20分後を目安に到着)。

■指定停留所(公共施設・医療機関・金融機関・スーパー等)

楯岡地域

村山市役所	きらやか銀行楯岡支店	道の駅むらやま	かるべクリニック
飯葉プラザ	荘内銀行楯岡支店	クアハウス基点	小室医院
村山市民会館	J Aみちのく村山本店	鈴木内科医院	しんまち小室医院
村山総合支庁北村山地域振興局	J Aみちのく村山楯岡支店	高橋内科神経科医院	羽根田医院
村山市社会福祉協議会	J Aみちのく村山葉山支店	三浦皮膚科医院	伊藤歯科医院
村山駅	北郡信用組合本店	佐藤眼科クリニック	仁藤歯科医院
ヤマザワ村山店	北郡信用組合河西支店	八鍬医院	タナカ歯科医院
ヤマザワ村山駅西店	東北労働金庫村山支店	小野内科胃腸科クリニック	松田歯科医院
ツルハドラッグ村山西店	楯岡小学校	奥山内科循環器科クリニック	菊地歯科クリニック
村山郵便局	楯岡中学校	はんだクリニック	深瀬歯科医院
村山北町郵便局	旧楯岡高校 (Link MURAYAMA)	まつき整形外科クリニック	きはら歯科クリニック
山形銀行楯岡支店	村山産業高校	たておか小児クリニック	にっとう歯科医院
山形銀行楯岡支店大久保出張所	東沢バラ公園	甲州耳鼻咽喉科医院	

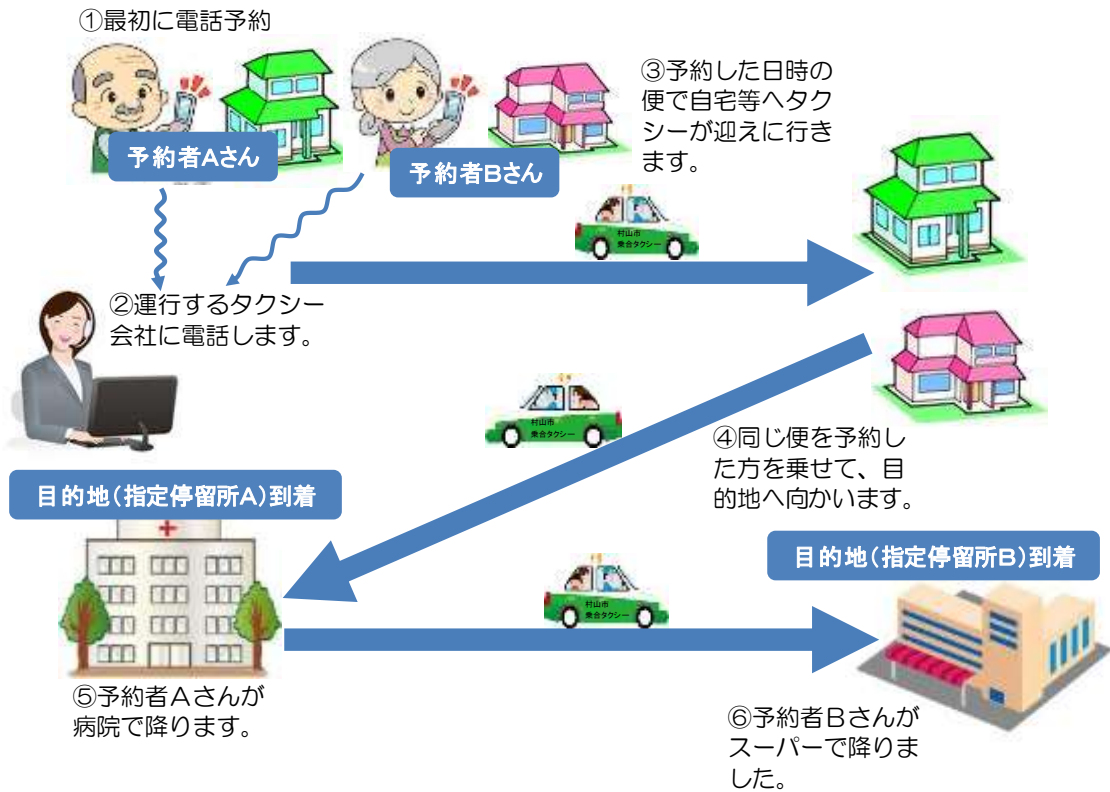
東根市内・河北町内

北村山公立病院	県立河北病院	河北町どんがホール	河北中前
谷地高校前	サハトベに花前	ヨークベニマル河北店	

■ご利用までの流れ

- (1) 事前に市民センター又は市役所で利用者登録を行います。
- (2) 市より「利用登録証」が交付されます。
- (3) 利用したい便の2時間前までに、電話で予約します。
- (4) 予約した便が、自宅等にお迎えにいきます。(他にも予約した方がいれば、順次迎えに行きます。)
- (5) 指定停留所に行き、乗ってきた方を順番に降ろします。(降車の際に料金を運転手にお支払いください)
- (6) 帰りの便も、同じように予約しておく、指定停留所から乗車し、自宅等までお送りします。

■利用のイメージ



■利用上の注意

- ①途中乗車、途中下車はできません。
- ②乗降場所は、運行地域については利用者の自宅前等になります。
- ③運行地域内や運行地域間の移動及び指定停留所間の移動には利用できません。
- ④予約状況により、到着時刻等が前後しますので、時間に余裕を持ってご利用ください。
- ⑤利用する際は、必ず利用登録証をお持ちください。
- ⑥予約した便に間に合わない場合は、2時間前までに予約を変更してください。
- ⑦通常のタクシーと区別するため、村山市乗合タクシーにはステッカーが車両側面に貼付されています。



(車両ステッカー)

■予約・運行に関するお問合せ

富本地域・戸沢地域 ⇒ **楯岡交通 0237-55-3131**

(戸沢：樽石・長善寺本郷・稲下日影地区)

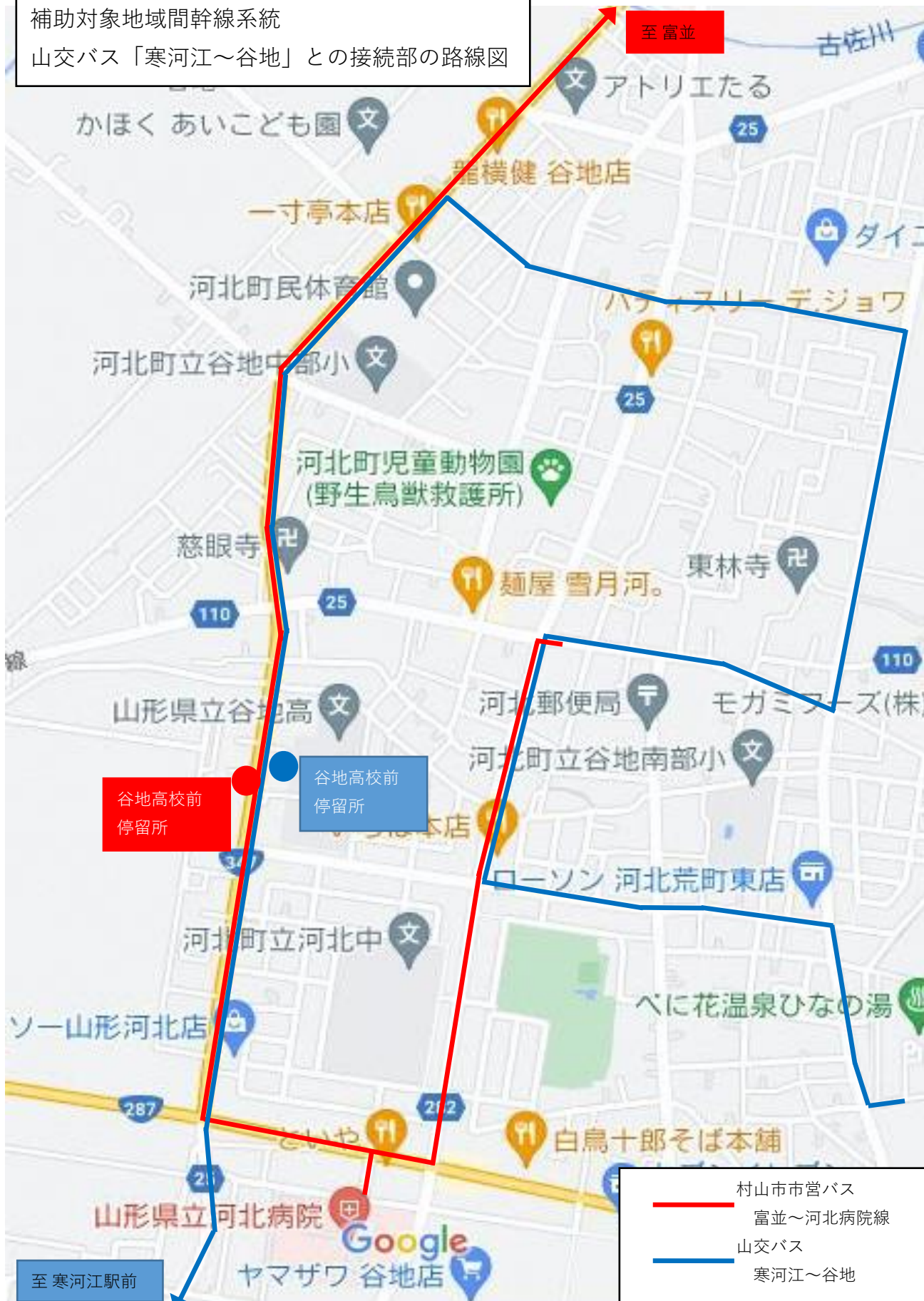
※ 村山市乗合タクシーの予約であることをお伝えください。

予約受付時間：午前7時～午後7時

※ 予約は1、2便目は前日の午後7時まで、3便目以降は当日の2時間前まで受け付けています。

(登録・利用に関するお問い合わせ) 村山市市民環境課 生活環境係 0237-55-2111

村山市「富並～河北病院線」
補助対象地域間幹線系統
山交バス「寒河江～谷地」との接続部の路線図



谷地高校前
停留所

谷地高校前
停留所

至寒河江駅前

村山市市営バス
富並～河北病院線
山交バス
寒河江～谷地

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	村山市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	15,558
交通不便地域等	22,516

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
22,516	村山市全域	過疎法第2条第1項

地域公共交通利便増進計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2))(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)